

令和5年度 第5回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和5年度第5回理事会議事録

1. 日 時 令和6年3月25日(月) 午後2時

2. 場 所 いたみいきいきプラザ3階 会議室1

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長	増田 平	理事	林 秀和
理事	松尾 勝浩	理事	白井 佳之
理事	小山 達也	理事	川上 房男
理事	森 理恵		

監事総数 2名

監事出席者 2名

監事	細川 健二	監事	辻 博夫
----	-------	----	------

議事録署名人	増田 平
議事録署名人	細川 健二
議事録署名人	辻 博夫

4. 議 案 報告第5号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和5年度職務の執行状況
について

報告第6号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正
する規則の制定について

報告第7号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第21号 令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区
分及び公益事業区分予算

議案第22号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第23号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第24号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団資金運用規則の制定につい
て

議案第25号 役員等賠償責任保険契約内容の決定について

議案第26号 サポートテラス昆陽東移転に伴う内装改修工事の請負契約を締結することについて

議案第27号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の解任について

議案第28号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の選任について

5. 議 長 増 田 平

6. 議事録作成者 光 木 朋 子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 理事会開会にあたり出席者全員が着席した後、事務局が令和5年度第5回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会資料の確認を行った。

[資料の確認]

○事務局 本日は、お忙しい中ご臨席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第5回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会を開催いたします。よろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 増田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

(3) 議長選出

○事務局 それでは、議長選出に入らせていただきます。議事を進めるにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、「議長はその都度選任する」となっているため、選任方法についてお諮りします。

[事務局一任]

事務局一任とのご意見をいただきましたので、増田理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、増田理事長に議長をお願いいたします。

(4) 出席状況

- 議長　それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。
本日、理事は全員出席でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

- 議長　次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と細川監事、辻監事をお願いします。

(6) 議事

- 議長　それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が3件、議案が5件、本日追加議案として提出させていただきます議案が3件でございます。
はじめに、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和5年度職務の執行状況について」でございます。本件につきましては定款第17条第3項の規定により、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」となっておりますので、私と常務理事より自己の職務の執行状況について報告いたします。

○理事長　[職務の執行状況について報告]

○常務理事　[職務の執行状況について報告]

○議 長 報告が終わりました。これまでの報告について、ご意見ご質問はございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和5年度職務の執行状況について」は、以上とします。

次に、報告第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」を報告させていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」を説明

○議 長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 処遇改善手当の支給方法については、手当額引き上げとのことですが、国の方針では、最終的には基本給の引き上げが目標になっておりますが、この点は将来的にはどのようにお考えですか。

○事務局 制度趣旨に則り、最終的には、基本給に反映するのがゴールと考えております。ただ、経営側としては、処遇改善支援補助金が将来的になくなった場合に、基本給に組み込んでしまっていると号俸を下げにくいという側面がございます。現行制度の交付要綱上も「月々にわたって支給する手当」として支給してもよいとされていることから、今回はこちらの支給方法を選んでおります。基本給に組み込むことに踏み込めるかといいますと、現時点におきましては、踏み込めないと考えております。ただ、今後の制度改正で、基本給に組み込まなければならないとされる可能性もあると思われまますので、柔軟に対応してまいります。

○議 長 ほかに何かございますか。

[特になし]

○議 長 特にないようでございますので、報告第6号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」は、以上とします。

○議 長 次に、報告第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改

正する規則の制定について」と議案第22号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連いたしますので、一括して審議させていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」と議案第22号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正する規則の制定について」を説明

○議長 説明が終わりました。それでは、ただいま一括して説明がありました報告第7号と議案第22号について、ご意見ご質問ございませんか。

[特になし]

○議長 特にないようでございますので、報告第7号については以上とし、議案第22号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第22号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第21号「令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」を議題とさせていただきます。
事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第21号「令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」を説明

○議長 説明が終わりました。議案第21号について、ご意見ご質問ございませんか。

○小山理事 事業計画書の5ページ、(2)法人事業本部 ①事業概要 ア.事業管理の中段に「新たなサービスの検討・実施をすすめる」とありますが、現時点で具体的に決まっていることはありますか。

○岸部本部長 具体的な新たなサービス、事業というよりは、議案第21号別紙パワーポイント資料6ページで触れておりますような、地域交流事業の創出、事業団独自の低所得者や緊急受入の対応等、既存事業の枠組みの中で、事業の運営方法の工夫により、新たな取り組みを創出していくといったことを事業本部各管理者の検討チームを中心に検討し、実施していくことを考えております。

- 小山理事 つまり、内省的な業務効率ということですか。
- 岸部本部長 それだけではなく、地域交流事業については、地域の方々と一緒にということになりますし、緊急受け入れについても、対象は、市民の方はじめご利用者さんということで外向けのサービスを考えておりますが、大きな費用をかけて新たなサービスを創出していくということまでは、この中では想定しておりません。
- 小山理事 報酬増につながる事業があるのかと思って質問しました。
- 白井理事 議案第21号別紙パワーポイント資料について、地域交流事業ということですが、中野ぬくもりの郷ができたときに、さくらっこ食堂にご協力いただき、非常にありがたかったと思っております。今後においても共同施設の老朽化に伴って、地域住民が交流する場所の確保が課題になってきます。社協でも、スペースバンクとして空いたスペースを提供・登録して集う場として活用するといったことを推進してまいります。事業団ともコラボレーションして積極的に地域交流に取り組んでいければと考えております。
- 岸部本部長 コロナの影響で、中野ぬくもりの郷、ケアハイツ含め、ここ数年お祭りのような外向きのイベントができない状況が続いてきました。ただ、当法人は地域包括センター4か所を擁することから、地域の方々の日々の困りごとをお聞きしますし、今お話しがあった共同施設の問題など、場づくりということでは、施設、スペースがございます。せっかくの施設のスペースをうまく活用できないかという職員の提案もあって、新たな活用方法を模索しているところです。今お話しいただいた形での活用も含め、情報等もいただければありがたいとおもいます。よろしく申し上げます。
- 白井理事 事業計画書7ページの人材育成のところですが、「市内教育機関」とありますが、これは学校を指していますか。
- 常務理事 ひとつは、伊丹西高校において、福祉を学ぶ機会を設けておられますが、そちらに職員を派遣するということを考えております。また、社協さんが取り組んでおられるような事業で、もし必要であれば、積極的に職員を派遣してまいりますので、お声かけいただければと思います。
- 白井理事 市内事業所さん、どこもですが、介護人材、福祉人材の確保においては、各法人の強みを生かしたPRをされて、盛り上げていくことが大切かと思います。日常業務が多忙とは思いますが、そういうところにも注力いただければありが

たいと思います。

○議長 ほか何かございますか。

○議長 特にないようでございますので、議案第21号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第21号につきましては、原案どおり決しました。

○議長 次に、議案第23号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第23号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」を説明。

○議長 説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案第23号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案23号につきましては、原案どおり決しました。次に、議案第24号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団資金運用規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第24号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団資金運用規則の制定について」を説明

○議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 平たく言うと、資金を投資信託や株式や投資に回そうということですか。

○事務局 債権の運用としておりまして、株式は除外しており、あくまでも元本保証のあ

るもので、変動リスクのないものでの運用を考えております。

○小山理事 元本保証で元本が割れるとか、資金が減るということはないということでしょうか。

○事務局 債権は、満期保有であれば、元本保証がなされますので、満期保有を前提に債券での運用をと考えておりますので、元本が割れるという想定はしておりません。

○小山理事 議案第24号別紙に株式との記載がありますが、記載があるだけで株式の利用はしないということですか。

○事務局 こちらは、譲渡された場合の記載でして、寄付された場合に限っております。法人が株式を購入することはありませんが、寄贈等で株式を保有することになった場合には、2番の運用財産に組み込む必要があるため、本項目を入れております。

○小山理事 この規則が制定されて運用するときには、予算決議となると思うのですが、予算決議においては、理事長・理事会の責務となります。仮に、運用に失敗した場合の、理事会や理事長の責任はどうなりますか。

○事務局 理事長の責任として、法人に対する義務としては、善管注意義務というものがあります。問題となるのは、法令違反、会社の違反行為を見つけれなかった場合、経営判断を誤って法人に損害を与えた場合といったケースです。このうち、資産運用の場合は、経営判断を誤って法人に損害を与えた場合に該当することがあります。今回は、資産運用規則を設けることによって信用格付け会社を活用すること、株式等の変動要素のあるものは原則一切排除することを運用の前提にしております。もし、損害がでた場合においては、保険等で対応することはできませんが、そのために、投資適格である BBB の一段階上の A (一) の債権を設定して、可能な限り、安全かつリスクを回避する形での運用をと考えております。

○小山理事 資金運用の資金には、退職給付積立金も含まれますか。

○事務局 退職給付積立金も含まれます。現在も、国債で運用をしております。

○小山理事 国債は元本が保証されているので問題ないと思いますが、投資リスクが生じる場合には、職員さんの同意を得るといった手続きは当然取られると解釈して

よろしいか。

○事務局 各種積立金については、修繕積立金や備品積立金、退職給付積立金、人件費積立資産と資産上色分けはしておりますが、運用する資産については、全体での運用の割合でみておりますので、もし、退職給付積立金に相当する資産を運用して仮に、ゼロになったとしても、退職給付ができなくなるという考え方はしておりませんので、職員への説明は考えておりません。

○小山理事 介護報酬の中には、施設建物の修繕や建替え等の費用も含まれており、社会福祉法人は、基本的には介護報酬を中心に運営していくというものだと思います。資金運用というと株式会社といった営利団体のイメージがあって、リスク管理や責任問題を考慮すると、利ザヤを稼いでいくということが本当に必要なという意見です。

○議長 内部でも議論はしましたが、今のような低金利では、持っているだけは資産価値が目減りしていくような状況です。預金もペイオフの問題もありますし、少しでも資金運用を考えなければならないと。現行の経済状況等を見ながら、普通預金で保有し続けるということではなくて、少しでも資金運用することで、安定的な経営につながればという思いがあります。小山理事のおっしゃるように危険ではありますが、そのまま何もせずにもっていることが当たり前かどうか。運用については理事長の責任でやっていかなければと考えています。先の説明にもあったように、投機になるような仕組みは全く考えておりません。リスク管理のもと、リスクの少ない安定的だと予想されるような運用を考えております。当然、理事会で了解をいただきながらやっていかなければならないのですが、考え方についてはご理解をいただければと思います。

○細川監事 私は理事ではないので、経験談をお伝えします。1件目は、ある共済組合の専務さんは金融機関から出向して専務に就任されたのです。いきなりうまい投資関係の話があって、海外投資であれば、消費税が仕入れ控除の対象になる場合があるということで、投資の内容によっては対象になるのですが、結局、対象になるのかならないのかわからず、証券会社も何に運用しているのかわからないということがありました。

もう一つ、私はリーマンショックの年に退職し、退職金を定期預金にしようとして銀行に行くと、延々と1時間説教されまして、投資をすすめられましたが、半年もせずにリーマンショックで投資金額が半分になるどころでした。投資をしなくてよかったという話です。投資の優良株といった話はかなり騙されていて、真実とはかけ離れていることがあります。

「基本財産が増える」と、とつてもないタヌキを既にとったような考えで投

資をするのは危険だなどと思います。何かあったときに、当時の役員、監事は何をしていたのかと言われる可能性もあります。

理事会の意思決定を尊重しますが、怖いというのが第一印象です。

○議長 我々は、専門家ではありませんので、積極的にどんどん運用して資金を増やしていこうということではなく、専門機関の格付けなども参考にしながら、少なくとも目減りがすることのないように、という程度で考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○事務局 今回の資金運用規則制定に先立ち、市内6法人含め県下社会福祉法人15法人にヒアリングを行いました。定期預金以外で運用している法人は1つだけございました。

そちらの運用方法は、私どもと同じようにA(一)以上のもので運用しているということと、仕組債についても以前は運用していたが、理事さんからリスクが心配だとのご意見があって、現在は、電力債、安全な社債までの運用としているといった話を聞いております。当法人と同じような方針で運用されていることから、そちらも参考にしながら策定したという経緯がございます。

○議長 本議案は、資金運用規則制定を諮るものでして、直ちにこれでもって積極的に資金運用を図っていくということではありませんので、その点をご理解をお願いいたします。

○議長 他に何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、議案第24号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案24号につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第25号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第25号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について」を説明

○議長 説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

[特になし]

○議 長 特にないようでございますので、議案第 25 号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案 25 号につきましては、原案どおり決しました。
次に、本日追加議案として提出させていただきました、議案第 26 号「サポートテラス昆陽東移転に伴う内装改修工事の請負契約を締結することについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 26 号「サポートテラス昆陽東移転に伴う内装改修工事の請負契約を締結することについて」を説明

○議 長 説明が終わりました。議案第 26 号について、ご意見ご質問はございませんか。

[特になし]

○議 長 特にないようでございますので、議案第 26 号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 26 号につきましては、原案どおり決しました。次に、同じく本日提出させていただきました、議案第 27 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の解任について」と議案第 28 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の選任について」は、関連いたしますので、一括して審議させていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 27 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の解任について」と議案第 28 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団施設長等の選任について」を説明

○議 長 説明が終わりました。それでは、ただいま一括して説明がありました議案第 27 号と議案第 28 号について、ご意見ご質問はございませんか。

[特になし]

○議 長 特にないようでございますので、まず、議案第27号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第27号につきましては、原案どおり決しました。次に、議案第28号は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第28号につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

(7) その他

○議 長 次に、次第7のその他について事務局から何かありますか。

○事務局 [特になし]

○議 長 この際ですので、各理事よりご連絡等がございますでしょうか。

(8) その他

○議 長 理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これもちまして本日の理事会は閉会いたしたいと思っております。最後に、先ほどの議案にもありましたように、法人事務局総務課長の 庄田拓也さんが3月31日付をもって退任されますので、一言ご挨拶を頂きたいと思っております。

○庄田課長 [あいさつ]

○議 長 3年間ご苦勞様でした。
これにて、散会いたします。
長時間、お疲れ様でございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後4時10分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和6年 3月 日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者